傍　聴　要　領

１　傍聴する場合の手続き

⑴　防災会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付し、防災会議の長の許可を得たうえで、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。

⑵　傍聴者の受付は、先着順で行います。したがって、定員になりしだい、受付を終了します。

２　防災会議の秩序維持

⑴　傍聴者は、防災会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
⑵　傍聴者が　３　の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

３　防災会議を傍聴するにあたって守るべき事項

傍聴者は、防災会議を傍聴するにあたっては、次の事項を守ってください。

⑴　会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

⑵　騒ぎ立てる等議事を妨害しないこと。

⑶　会場において、飲食または喫煙をしないこと。

⑷　会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、防災会議の長の許可を得た場合はこの限りでない。

⑸　その他、防災会議の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。